



事実を改変させる力としての避諱・序説： 中国人の歴史記録意識考(1)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学釧路校 公開日: 2010-03-29 キーワード: 作成者: 竹内, 康浩 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00008304

事実を改変させる力としての避諱・序説

— 中国人の歴史記録意識考(1) —

竹内 康浩

北海道教育大学釧路校東洋史研究室

On the “Bihui 避諱” custom that one must avoid to use his superior's name

Yasuhiro TAKEUCHI

Department of Oriental History, Kushiro Campus, Hokkaido University of Education

要 旨

先に私は『「正史」はいかに書かれてきたか』を著わし、中国の歴史書の成立とその編纂の伝統について若干の考察を試みた。そこにおける問題意識は、中国歴代王朝において執念とでも言うべき情熱を以て行われた正史編纂事業の持つ意味と、正史を編纂するに当たって設けられたさまざまな基準、とを中心とした。しかしそれら以外にもまだ問題がある。

即ち、過去に実在しなかったものを実在したかのように記しながら、しかしそれを書いた人物が「捏造」意識を全く持たなかったであろう書き換えが、実は歴史書の中には極めて多数存在するのである。実際には存在しなかった人物が活躍し、実際には存在しなかった地名が各地に散在することとなっても、編纂者はそれを捏造として意識せず、それどころかむしろ細心の配慮を以て書き換えを励行したのである。その書き換えは、編纂者の個人的主観によるものではない。中国に古くから存在する「避諱」という習慣に基づくものである。「避諱」は単なる習慣というレベルを越えて、「同時代の常識による無意識的な表現様式」として、著作を始めあらゆる表現行為に対して影響を与えている。従来は、歴史書編纂という行為について、まさにその「歴史」に関わるという特別な営みの面を余りにも重視してきたのではないであろうか。歴史書編纂という行為に対しても、表現行為一般の中における位置づけを正当に与える必要があり、そのために、過去における「無意識的な表現様式」の部分にも光を当てねばならない、と考えるものである。まさにその問題提起として、本稿は、「避諱」という習慣を取り上げて検討を加えるものであり、まず、その問題意識と方法論とを提示するものである。

はじめに

先に私は『「正史」はいかに書かれてきたか』を著わし、中国の歴史書の成立とその編纂の伝統について若干の考察を試みた⁽¹⁾。該書を書くに至った私なりの問題意識はそこにも記しておいたけれども、そこで触れなかったことも含め、ここであらためて何が問題であるかを確認しておく、およびそのようになる。

第一に、中国歴代王朝において、義務感といった次元を超えて、まさに執念とでも言うべき情熱を以て行われた正史編纂事業の持つ意味である。正史を編纂するというこ

は、以前からの習慣として惰性で行われたのでもなければ、一般的文化事業でもない。それ以上の重大な意味を、そこにわれわれは発見するのである。第二に、正史を編纂するに当たって設けられたさまざまな基準の問題である。正史は紀伝体と称される特殊な形式をとって叙述されたが、いかなる形式を以て叙述するかということは単なる本の体裁の便宜上の問題ではない。その書物の中に展開される世界そのもの、及び世界の構造理解の問題である。第三に、完成した正史が読者に与える影響である。編纂者側が極めて強い意図を盛り込んで作った正史の中に、いったい読者は何を発見し、何を感じたのであろうか。このことは、実は

極めて重要な問題であると言わねばならない。なぜならば、上の第一・第二で示したような編纂者側の意図が実際に読者に確かに理解されたかどうかという点は、正史編纂という行為が執拗に繰り返されてきた理由にも関わる問題であるからである。さらに言えば、一般的書物としての正史なるものがどのように流布したか、そもそも読者がいるのか、ということも問題である。以上の点は、それ次第では手間暇かけた編纂事業それ自体が意味を失いかねないことになるからである。

拙著においては主に第一・第二の点について初歩的な考察を試みたのみで、第三の点については触れることができなかった。但し、この読者の側の存在及び理解という問題は、大変に膨大な検討作業を必要とし、軽々しく結論付けることはできない。今後、長期的な展望の下に検討を続けたい。さらにまた、拙著で触れられなかった別の重大な問題がある。それは次のようなことである。王朝に反旗を翻した者、あるいは王朝に害をなした者について、その人物を憎み貶めようという意図によって、その人物の生前の事績に変改を加えるということは、正史にも往々にして見られることである（この点については拙著で触れた）。これはまさに意識的な事実の改変である。それは確信犯的な、自覚の下になされる書き換えであって、敢えて言えば「事実の捏造」ともみなせるし、その書き換えをした当の人物自身それを「捏造」と認識していたであろう。それに反し、過去に実在しなかったものを実在したかのように記しながら、しかしそれを書いた人物が「捏造」意識を全く持たなかったであろう書き換えが、実は歴史書の中には極めて多数存在するのである。実際には存在しなかった人物が活躍し、実際には存在しなかった地名が各地に散在することとなっても、編纂者はそれを捏造として意識せず、それどころかむしろ細心の配慮を以て書き換えを励行したのである。その書き換えは、編纂者の個人的主観によるものではない。中国に古くから存在する「避諱」という習慣に基づくものである。

表面的な行為のみを見れば、捏造と避諱は、事実と違うものを作り上げたという点で何ら変わりはない。過去の客観的事実と異なる記述を書き残したという点では、そこに違いはない。違うのは事実を変改するに至る動機である。その動機の明白さ故に、従来、誰も避諱を以て「事実の書き換え」とはみなしてこなかったのである。しかしながら、実はその避諱による書き換えは、決して軽々に扱ってはならないと考える。なぜならば、動機の如何にかかわらず、事実を変えさせる力としてそれが働いたことは確かであり、「事実は事実であるが故に意味がある」という考え方を脅かし希薄化させ、さらにはそういう考え方そのものを念頭から奪い去るものとして、それは機能するからである。

本稿は、この避諱を取り上げ、過去の事実を事実として記録することが、この避諱によってどのように書き換えられてきたかについて考察を試みるものである。その点で、

従来の避諱研究とは問題関心のあり方が大きく異なるものである。以下、最初に私の問題意識を改めて述べておく。その後、まずは避諱という習慣についてそのあらましを確認し、その上で、それが記録するという行為にどのような影響を与えるかについて述べ進めたい。

1 問題の所在

あらためて、問題がいかなるところに存するか、確認をしておこう。本稿並びに今後はもとより、既に公刊された前掲拙著における考察も含め、私にとっての課題は「歴史をめぐっての人々の意識」にある。この課題は、おおよそ以下の三つの局面に分けることが可能である。

第一には、人々は歴史をどう認識してきたか、という局面である。言い換えるならば、「歴史を知る」という局面である。これはさらに二つの段階に分けられる。即ち、一は過去に起こった事実を知るという段階である。そこでは、いつ、誰が、どこで、何をしたかといった事実そのものを知ることが、焦点となっている。さらにはその知識が数多く蓄積され、流れを形成し、その流れを把握し理解することが次の焦点となる段階が来る。この後者の段階では、遙か昔から現在まで、いかなる傾向を以て人間の歴史は展開してきたかを理解する作業がなされる。現代の学問の分類では歴史哲学に属する分野であると言えよう。代表的な理解の仕方として、例えば発展史観とかあるいは衰退史観といった表現によって、この問題が語られたことも多い⁽²⁾。歴史を知るという作業は、あくまでも現在の視点から行われるものであるから、それは歴史の中における現在の位置づけと未来への展望、という本質的な問題と関わるものである。以上の第一の局面は、歴史記録の作り手としてよりは、むしろ受容する側としての立場が主となるかのように思われよう。しかし、必ずしもそうではない。例えば歴代正史の主作業たる情報蓄積も、想定される読者にとってばかりではなく、作り手側自身にとっての「歴史を知る」という行為そのものと重なり、また前提となっているものであるからである。なお、いわゆる正史は先に述べた「現在の位置づけと未来への展望」という段階にまで必ずしもはっきりと踏み込んでおらず、悪く言えば、まさに事実の集積に止まっているともみなされよう。しかし、それも、ここに述べた「歴史を知る」という重要な目的を果たすための一つの局面として意義を主張しうるものであり、軽視してはならない、と考える。

第二には、歴史をどのように書くか、という局面である。言い換えるならば、「歴史を構成する」という局面である。これはさらに二つの問題に分けられる。一は、形式の問題である。即ち、歴史を叙述するに当たって、『春秋』に用いられた編年体によるか、それとも『史記』が始めた紀伝体によるか、といった、外形的形式の問題である。形式の選択は、単なる叙述の便宜を超えた意味を持つ問題であって、

軽視してよい事柄ではない⁽³⁾。もう一つは、その対象についてどのような観点を以て表現していくか、という問題である。あるいは、「叙述の文体」とでも言うことができようか⁽⁴⁾。中国においては、歴史記述はその成立当初から道徳的評価と不可分なものであった。それ故、たとえば人物の善悪などは（内容のみならず）表現上からも相当に明瞭になるように書かれてある。問題は、その道徳的評価の具体的な表れ方である。反乱者の叙述に当たり、人名の前に「賊」を付けたり、組織の前に「偽」を付けたりするのは、わかりやすい例である⁽⁵⁾。さらに、当該人物を貶めるべく、事件や発言が「付加」されることもある。これは上記のような「書き方」からすれば、当然のありようであった。客観的事実をまず述べてその後に道徳的評価を下すというのではなく、それらが同時になされる、つまり道徳的評価が加えられた表現をとって「事実」が述べられてきたのが、中国の歴史書であった。とはいえ、そうした評価を直接には盛り込まない、客観的な叙述の仕方というのものも、一方には、文体としては存在しうるはずである。要はそれが意味あるものとしては採用されなかったというだけのことである。ならば、何故そうであったかということが問題とされねばならない。素材そのものの持つ力を重視せず、言わば「味付け」に重い価値を置く、こういうあり方の意味を考えねばならない。以上、この第二の局面は、明らかに作り手側に該当するものである。「歴史を構成」しようとするその意思を、それにふさわしい形式や文体を選択した上で、形として具現化する、まさにそうした作り手の側が主体となる局面である。

従来、「歴史をめぐっての人々の意識」という問題についての検討は、実はほぼ上の二点にとどまっていたといつてよい。「歴史を知る」及び「歴史を構成する」という二つの行為は、疑いもなく、意識的にそれを目指して成就されるものであるから、まさにその「歴史」へ向けてなされた人々の思索・著述行為を検討することで、問題はひとまず解明される、とみなされてきたのであろう。しかし、あるいはそれでは必ずしも充分ではないのではないかと私は考えるに至った。そこで、以上の二つに加えて、さらに新たな局面について、以下、説明をしておこう。

まず、第二の局面を受け、次の点を指摘しておこう。例えば、「司馬遷の歴史意識」というテーマを掲げるならば、司馬遷が『史記』を著した動機や意図について、まさにその「歴史」を著そうとした点を強く意識しつつ論じるであろう⁽⁶⁾。しかしながら、司馬遷が著したのは今の我々から見ても確かに歴史であろうけれども、そもそも歴史を著するという行為も、要は一般的な著述行為、さらに大きくは表現行為の範疇に入るものである。『史記』の分量的な巨大さや形式的創造性はそれ以前の書物を凌駕したものであろうとも、表現行為としては、司馬遷の生きた前漢という時代における表現行為の基本枠を逸脱あるいは打ち破るものとして試みられたのではあるまい。即ち、「司馬遷の歴史意識」

というものは別に、その時代における表現行為に関わる常識的意識が存在し、『史記』にはそれも反映されているはずなのである。しかもそれは「常識」に属するがゆえに、司馬遷独自の意識としてはとらえられないものであり、その意味で普遍的であり、また歴史的事実を変更しようという意図から出たものではないから「無意識的」なのである。はじめに注意すべきはこの点である。

次に注意すべきは以下の点である。編纂ものの著述として歴史書が生み出される場合、それが基づいた原資料は、あくまでも当面必要な情報のソースとしてのみ扱われ、その資料が本来持っていた全ての情報が新たに編纂された歴史書に再現されるわけではない。例えば、甲骨文を資料として殷代史を著そうとする場合、通常であれば、甲骨文は現代の楷書に直される。そして、著者による地の文とともに紙という共通の次元の平面の上に配置される。甲骨文の引用部分だけを同じく甲骨に刻して作った本など、存在しない（引用部分だけオリジナル通りに甲骨や青銅器に記した殷周史などは、たとえ金持ちの道楽としてでも、今後も存在しないであろう）。しかしながら、多くの甲骨文は、占いというある特殊な状況下で、特殊な素材に敢て刻する形で残された資料なのであるから、文字部分だけを抜き出して、しかも形体が厳格に決まった楷書に直したのでは、本来持っていた情報・意味を相当に落としてしまうこととなりかねないのである。これは、勿論、編纂者が生きているその時代の普遍的表現形式に当てはめようということから生じる、一種、単純な技術的要請によるものではある。モノとしてのコピーを目指したのであれば、非難するいわれはない。そしてまた原資料の中の特定情報にのみ関心がある場合、それを不当な扱いとは言い切れぬこともある。しかしながら、編纂者自身の時代の普遍的常識に従ってオリジナルが変容させられてしまう、という点には注意しないわけにはいかない。そしてここでも、その変容に当たっての「無意識性」が問題なのである。私が注目するのは、この同時代的普遍的常識に基づいて表現行為が「無意識的に」変容を受けるという現象である。

従来は、歴史書編纂という行為について、まさにその「歴史」に関わるという特別な営みの面を余りにも重視してきた、ないしその面だけに注目してきたのではないであろうか。それ故、ここに記したような、「表現行為に関する同時代的常識の存在とその無意識性」は、「歴史意識」とは別次元のこととしてひとまず脇へ追いやられてきたのではないだろうか。歴史書の歴史書たる所以の面が検討されるのは当然としても、歴史書はそうした面だけで成り立っているものではない。歴史書編纂という行為に対しても、表現行為一般の中における位置づけを正當に与えねばならない、と考えるものである。

このように、第三の局面として、「同時代の常識による無意識的な表現様式が存在とその影響」を挙げることができる。あるいはそれは「歴史意識」ではない、との批判もあ

るいはありえよう。しかし、問題は、歴史書は「歴史意識」だけが反映して成り立ったものではない、ということである。同時代の常識的無意識的表現様式が歴史書の中にも反映されていると考えられる以上、少なくとも個々の歴史記述に影響を与えた力としてそれを無視することは不当である、と私は考える。その「同時代の常識による無意識的な表現様式の存在とその影響」の例として、本稿は避諱を取り上げるのである。避諱こそ、厳然たる過去の客観的事実にも書き換えを要求してやまない、常識的にしてかつ無意識的な表現様式の典型なのである。

具体的な例によって、この「同時代の常識による無意識的な表現様式の存在とその影響」とはいかなるものを指すか、説明を試みておこう。先に司馬遷の名を挙げたので、『史記』の中から例を掲げておこう。

『史記』趙世家に、次のような記述がある。

(趙) 襄子惧、乃夜使相張孟同私于韓・魏。

この記述について、『史記索隱』は次のように言う。

按、戦国策作張孟談。談者、史遷之父名、遷例改為同。即ち、『史記』にある張孟同とは、実は張孟談である、と指摘している。張孟談は、『戦国策』秦策一・趙策一・燕策二にその名が見えており、趙襄子の臣としてその活躍が記されている。『史記』に言う張孟同が張孟談であることは疑いがない。そして、張孟談が張孟同と書き換えられた理由については、『史記索隱』が言うように、司馬遷が彼の父司馬談の諱を避けたものと考えるのが妥当であろう。それは以下の例によっても確かめられる。

『史記』季布列伝の「楚人曹丘生、事貴人趙同等」という記述について、『史記集解』が「徐広曰、漢書作趙談、司馬遷以其父名談、故改之。」と言い、趙同は実は趙談であることを指摘している。『史記』季布列伝の「楚人曹丘生、事貴人趙同等」という文は、『漢書』季布列伝では「弁士曹丘生数招權顧金錢、事貴人趙談等」となっており、顔注は李奇の「宦者趙談也」という説を引く。『史記』佞幸列伝において文帝の寵臣として宦者の内に趙同の名があるが、これも『史記索隱』が「漢書作趙談、此云同者、避太史公父名也。」と指摘するように、正しくは趙談とすべきである。

これらのように、『史記』には、司馬遷が彼の父司馬談の諱を避けて「談」の字を故意に改めたと思われる箇所が散見する⁽⁷⁾。これが即ち避諱であり、子が父の諱を避けたというまさに典型と言うべき例である。当時における一般的な避諱の作法に従って、司馬遷は「談」の字を改めたに過ぎず、それ以上の意味（例えば、張孟談や趙談の存在を消そうとした、とか）があったとは考えがたい。しかしながら、動機の如何を問わず、過去の歴史的事実が変改されてしまったことは明らかである。こうした現象こそが、先に述べた、同時代的普遍的常識に基づいて表現が「無意識的に」変容を受けるといふ現象である。あるいは、「無意識的に」といふ表現は誤解を招くかもしれない。司馬遷は談の字が出てきたら直さねばならないということ「意識していた」に

相違ない、と考えられるからである。しかし、そこにおいて「意識していた」のは直すべき対象としての特定の文字（「談」）であって、「意識していた」というよりも「注意していた」という次元に止まるものである⁽⁸⁾。問題は、「書き換える」という行為の持つ意味（もたらす結果）について「無意識」であった、ということなのである。張孟談や趙談はあくまで張孟談や趙談であって、張孟同や趙同ではない。それがわからぬ司馬遷ではあるまい。しかしながら、同時代的普遍的常識に基づくならば、司馬遷は張孟談や趙談を張孟談や趙談と書くことができず、字を改めねばならない。その結果、本来は存在しなかった張孟同や趙同を歴史上に存在させることとなってしまったのである。こうした書き換えは、司馬遷や『史記』を傷つけるものではない。しかしながら、本来実在しなかった人やものを存在せしめることとなるこの行為が、歴史書編纂という行為の中にまで入り込んでいることを、等閑視してよいはずがない。同時代の他の書物や後世の注釈によって、確かな史実は知ることが出来るけれども、だからどうでもよいということにはならない。事実を書き換えさせる力が働いたという点において、この問題を軽々に見過ごすことはできないと考えるのである。

以上のような問題意識を踏まえた上で、避諱をめぐる問題の検討に入ってゆこう。

2 諱と避諱

ここで問題とする避諱とはいかなる行為であるのか、そしてそもそも諱とは何を指して言うものであるのか、確認するところから始めよう。とはいえ、先に引いた司馬遷と『史記』の例で、それがいかなるものであるのかは充分に知られよう。

中国における避諱について論じた研究はこれまでも多く、中でも挙例の豊富さでは、清朝、周広業（一七三〇～一七九八）の『経史避諱彙考』が群を抜いている。本書は大体時代順に避諱の例を挙げており、その網羅ぶりは一つの極限を示していると言ってよかろう。しかし、避諱についてコンパクトに要領を得た叙述をなしたのは、陳垣の『史諱举例』（一九二八年）である。これはむしろ避諱の方法・種類・影響などの観点から避諱について分析を加えたもので、まさに「避諱学」の著述と言ってよい。およそ避諱とはいかなるものかを知るには、陳垣の『史諱举例』を手にとればほぼ充分であろう。裨益するところの大きい、偉大な業績である。また、最近、王建『史諱辞典』（一九九七年）、王彦坤『歴代避諱字彙典』（一九九七年）の両著が刊行された。これらは、どの文字が誰の諱であるかという観点から編集されたものであり、特に後者は熟語も含めていて便利である。以下も、これらの研究に多くのところを負っている⁽⁹⁾。

さて、まず諱とは何か、確認しておこう。古典中に出て

くる説明は、ほとんど周広業『經史避諱彙考』巻一～三に網羅されている。そこに挙げられた例に基づいての分類整理は、本稿を受けて展開される今後の検討の中で改めて詳細に行うこととする。さしあたりここでは当面必要などころだけ述べておこう。多くの例から言えることをまとめるならば、諱とは、要は人の（姓は含まない）名であり、生前でもその名を指して諱と言うこともあるが、特に亡くなった後に（その名を）諱と称するのが普通である。帝王・君主の諱を避けることは勿論であり、自分の尊属についても当然避ける。また、人間交際において相手（その尊属も含む）にとっての諱を称するのは失礼であるので、それらも避ける。自分よりも目上に当たる人にとっての諱も避ける。これが避諱という習慣である。諱は、日本では「忌み名」とも表記され、避諱について穂積陳重氏が「実名敬避俗」と表現しているのは、原則的には当たっている⁽¹⁰⁾。

避諱の対象となる人物は、あくまでも、年齢（世代）・官職・地位などが自分よりも高いものである。中国の避諱については、まずその点を認識する必要がある。即ち、いわゆるタテ系列の人間関係を前提にして成り立っているものであること、自分から見て下位に当たる者に対しては避ける必要がないこと、という特徴があるのである。従って、世界の諸民族に存在する名前一般に関するタブーと避諱とを結びつけることは正しくない、私は考える⁽¹¹⁾。また、後述する如く、中国における避諱は、単音節言語である中国語という言葉の性質と密接に結びついたものである。その点からも、名前一般のタブーとは区別して考えるべきである。

諱及び避諱に関するこうした特徴について考えようとする際に、示唆するところの大きい話が『世説新語』任誕篇にある。その話を検討することで、具体的な理解を試みたい。まず、原文と読み下しを掲げておこう。

桓南郡被召作太子洗馬。船泊荻渚。王大服散、後已小醉、往看桓。桓為設酒。不能冷飲、頻語左右、令温酒来。桓乃流涕嗚咽。王便欲去。桓以手巾掩淚、因謂王曰、犯我家諱、何預卿事。王歎曰、靈宝故自達。

桓南郡、召されて太子洗馬と作る。船、荻渚に泊る。王大、散を服し、後ち已に小酔し、往きて桓を見る。桓、為に酒を設く。冷飲するあたわず、頻りに左右に語り、酒を温めて来さしむ。桓、乃ち流涕嗚咽す。王、便ち去らんと欲す。桓、手巾を以て涙を掩ひ、因りて王に謂ひて曰く、我が家諱を犯す、何んぞ卿の事に預からん、と。王、歎じて曰く、靈宝は故に自達す、と。

中国の多くの書物の例に漏れず、ここでもひとつの話の短い叙述の中で同一登場人物に異なる呼び方がなされている。それを整理し、さらに必要な情報を加えておこう。

桓南郡・桓・靈宝はいずれも同一人物を指しており、桓玄（三六九～四〇四）のことである。桓玄、姓が桓、名が玄、字を敬道といい、靈宝とは小字（幼少時の呼び名）である。彼の父は名を桓温（三一三〔四〕～三七四）という。

一方、王大は、姓は王、名は忱、字を元達といい、小字を仏大という（ここで王大というのはこれによる）。兩名とも東晋の時代、勢力者の家に生まれた人物である。こうした人物情報を加味して、先の話の訳を試みる。

桓玄は、朝廷から召し出され太子洗馬の官職を与えられることとなった。その赴任の途上、彼の乗った船は、荻渚という場所で停泊した。王忱は、五石散を服用していい心持となり、桓玄を訪ねてみることにした。桓玄は、王忱のために酒を用意させた。ところが、王忱は五石散を服用した後であったため、酒を冷で飲むことができない（五石散服用後に冷酒を飲むと体に悪いのである）。そこで、王忱はしきりに左右の者に、「酒を温めて来てくれ」と頼んだのであった。するとその言葉を聞いて、桓玄は涙を流して嗚咽する始末である。王忱はそこでその場を去ろうとした。桓玄は手巾で涙を拭きながら、「（温という）我が家の諱に触れてしまっただけのこと。君には何の関係もないことだ。」と王忱に向かって言った。王忱は感心し、「なるほど、君自身、やはりたいしたものだな」と言った。

桓玄がなぜ突然涙を流したのか、その理由は王忱の発言の中にある。王忱は五石散の服用後であるため、冷酒を飲むことができない。燗酒でなければならないのである。それゆえ、「酒を温めてきてくれ」と言ったのである。この「温めて」の意の「温」という語が、桓玄の父である桓温のまきに名そのものなのである。父の名を耳にし、それゆえ桓玄は涙に咽んだのである。この『世説新語』任誕篇の話における諱をめぐる注目すべき点を、以下に列挙していくこととしよう。

第一に、諱と諱に触れるという行為との関係である。桓玄にとっての諱は父桓温の名である「温」である。王忱は、それを桓玄の面前で口にしてしまったのではあるけれども、王忱は桓温という人物を指してその名として「温」と言ったのではない。王忱が口にしたのは「温める」という動詞としての「温」である。しかしそこには何の区別もない。日本語であれば「おん」と「あたためる」というように違いも出ようが、中国語ではそれが無い。それをさらに言い換えれば、日本では、一般的な語彙の体系と、固有名詞としての人名の体系とが、相当に分かれ、別個のものになっている。力とか薰とか共通のものもあるけれども、男性の「某彦」、女性の「某子」の類は、およそ一般名詞とは重複しないといってよい。それ故、普通の会話の中において、一般的な語彙が人名と紛れて会話に混乱を来すというケースはほとんどありえない。しかし中国語においてはそうではない。桓温の名前の「温」も、あたためるという意味の「温」も、同じ発音として会話に現れ、同じ字面として文章中に現れ、日本におけるような区別がない。それ故に、右のような話が発生するのである。また、名前に用いる文字は、決してそれ自身使用頻度が低く一般名詞と重複しない文字ばかりが選ばれているわけではない（桓温の例一つ

で充分であろう)。従って、諱を避けようとする際に、ごく普通の言い回しをとることが出来ず、表現を換える工夫をせねばならない事態が、頻繁に生じるのである。即ち、避諱という行為は、ごく一般的な会話の中ですら慎重に行われなければならないものである、ということに注目する必要がある。

第二に、諱に触れられた側の反応である。この話では、桓玄は、王忱の前で憚ることなく泣いている。『晋書』桓玄伝によると、「年二十三、始拜太子洗馬」とあって、この話はまさにその時に当たる。桓玄は二十三歳にもなっていて、子供ではない。それでも、父の名を耳にしては人前もかまわず号泣するのである（父の桓温は、桓玄が五歳の頃に死んでいるから、父の記憶が相当にあったとは思われない。それでも、こういうことになる）。例えば喪礼にある哭のように、周囲の目を気にしたスタンドプレイが中国には多数存在し、諱を耳にしては泣くというのもその一つではあろう。たとえそうであったにしても、「泣く」というあからさまに外へ向けて発信される行為として反応が表れるということも、注目してよいことである。この話では、王忱は相手の諱を犯すという非礼をした側になる。王忱が場を立ち去ろうとしたのは、（桓玄が泣いていて気まずいのもあろうが）自らの失態を自覚したからであろう。その非礼にもかかわらず、桓玄が「我が家のことで君には関係ない」と言ったので、王忱は桓玄の度量に感心したのである。実は、意図的に相手にとっての諱を口にし、相手をからかう、さらには侮辱しようとするすらある。『世説新語』排調篇の次の話は、そのわかりやすい例である。

鐘毓は黄門郎となり、機知のある人であった。司馬師の宴会に列席した際、そこには陳群の子の陳泰、武周の子の武陔がともに居て、鐘毓を嘲った。司馬師は言った。「皐繇はどのような人物であったか？」と。鐘毓はそれに答えて「古之懿士（昔の立派な人物であります）」と言った。さらに鐘毓は陳泰と武陔の方を振り返って、「君子周而不比、群而不党（君子は広い範囲で人に親しみ一部にひいきはしないし、仲間を作るがその内で身びいきはしない）」と言った⁽¹²⁾。

鐘毓の父の名は鐘繇である。司馬師が「皐繇はどのような人物であったか？」と尋ねたのは、別に古代の名臣たる皐繇のことを知らないからではなく、「皐繇」と口にして鐘毓にとっての諱の「繇」を発音したかっただけに過ぎない。それに対して鐘毓が「古之懿士」と答えたのは、司馬師の父である司馬懿の諱を発音したのであり、要は逆襲したのである。さらに、鐘毓が陳泰と武陔に向かって「君子周而不比、群而不党」という『論語』を下敷きにした発言をしたのも、その文章の内容が主ではなく、武陔にとっての諱の「周」、陳泰にとっての諱の「群」とを発音したかっただけに過ぎない。つまりこの話は、司馬師・陳泰・武陔三人が、寄ってたかって鐘毓を侮辱しようとし⁽¹³⁾、逆に鐘毓から仕返しされた、という話なのである。ここに現れる人々

は、いずれも皆それぞれにとっての諱をよく知っていたのであり、『世説新語』排調篇のこの話はそれを踏まえて成り立っているものである。ここでも勿論全てが冗談で済むことではない。もしも、鐘毓が切り返さなかったならば、彼は父ともども侮辱されたということになる。根底には緊張感のある応酬であると見るべきであろう。

以上のように、諱に触れるという行為は、対人関係において相手への重大な失礼に当たり、それ故、人々はきわめて慎重にそれに対処していたはずである⁽¹⁴⁾。著述であれ、あるいは直接対面しての会話であれ、表現行為がなされるに際し、当然十分に意識していたはずである。そのことが、歴史書を著すにあたっては無関係であるとは考えにくく、先に指摘したように、司馬遷『史記』にもその影響はあるのである。

おわりに（展望）

私は、ここまで記したような問題意識のもと、今後、「事実を改変させる力としての避諱」という題を掲げ、避諱に関わっての中国人の「歴史記録意識」について検討を加える作業を行おうとするものである。本稿は、まず私なりの問題意識と考え方の方向性とを記した序説であり、先の拙著も含め、従来の研究があるいは触れてこなかった点や注意すべき点を挙げてみた。私が扱うのは、歴史書という特定のジャンルについての検討であって、あるいは本来的には、全ての表現行為をめぐる貫徹する問題であるから、歴史書に限った検討では不十分であろう。但し、歴史は、全ての人が共有するものとして存在するものである。過去に起こった歴史的事実は、誰にとっても共通の認識の土台として存在する。そしてその共通さゆえに、それを出発点として現在と未来を語るができるのである。そうした歴史に対してさえその書き換えを要求する力が働くのであれば、文学的の修辞を超えた次元の問題として重視する必要があると思われるのである。

権力によって脅かされる以外に、ごく普通の日常的な常識や感覚による（上の表現を採れば「同時代の常識による無意識的な」）変改の力、そこに焦点を当ててみたい、というのが本稿の課題である。この序説において提示したような問題を、続稿からは、具体的な例を取り上げて検討してゆく。表面的には「避諱研究」のような形態を採ることになるけれども、解明したい問題としては上に述べたとおりである。

注

- (1) 竹内康浩『「正史」はいかに書かれてきたか』、大修館書店、二〇〇二年。
- (2) 中国では、一般に、古代に理想の時代・模範の治世があったとする尚古主義が主流であろう。その見方は、

唯心論としては衰退史観にも近い。とは言いながら、堯舜の世を理想と言いつつも、目の前の君主に対しては現在こそ盛世と賛嘆する、融通無碍のものでもある。一方、『韓非子』に見えるように、文化英雄が現れて人々を導き発展させたという発展史観もある。

- (3) この点については、注1前掲拙著、第2章『史記』の成立、の、「2 紀伝体という形式」に述べておいた。
- (4) 「文体(スタイル)」については、有名な、ピーター・ゲイ(鈴木利章訳)『歴史の文体』(ミネルヴァ書房、一九七七年)を参照されたい。
- (5) この事例については、注1前掲拙著、第4章 記録する側の論理、の、「2 『反乱者』をどう見るか」に具体例を挙げたので参照されたい。
- (6) 例えば、川勝義雄氏の「司馬遷の歴史観」「司馬遷とヘロドトス」「天道は是か非か」「中国人の歴史意識」といった諸論考は、まさにそうした意識を追究した、示唆するところの多い研究である(以上四篇はいずれも川勝義雄『中国人の歴史意識』平凡社、一九八六年、に収められている)。
- (7) 『史記』における「談」字については、章学誠は、滑稽列伝に「談」字が現れることから「恐諱名之説未確。」と判断する(『文史通義』書朝邑志後)。即ち、『史記』中に「談」字が他に見えているから、司馬遷は父の諱を避けてはいないではないか、と疑問を呈しているわけである。それを受けて王建『史諱辞典』は、「此類異説本辞典一並収入、以供参考。」(凡例の8)とする。章学誠が滑稽列伝の例を以てそのように判断したのは、要は『史記』と言えば司馬遷一人が書いたものという予断(常識)があったからではないだろうか。現在における『史記』研究の成果では、『史記』には司馬談の書いた部分が含まれていると見るのが常識であって、問題の滑稽列伝も実はそれに該当する(佐藤武敏『司馬遷の研究』汲古書院、一九九七年、の第二章 司馬談と歴史、の「三 司馬談作史考」に詳細に論じられている)。その意味で、現在の研究成果に照らしてみると、章学誠の疑問は、王建氏が言うような異説として扱うべきものではない、と考える。あるいは近年におけるさまざまな文献資料に対する検討成果を踏まえるならば、このような例は多くあるかもしれないと思われる。
- (8) 注目すべきは、注7にも述べたように、『史記』の中に数箇所「談」の字が現れていることである。司馬遷は、当然、『史記』一三〇巻が完成した段階で、全体を見通し、統一を図ることが出来たはずである。したがって、父の司馬談が執筆した部分に現れる「談」の字について司馬遷は当然気がついたであろうに、敢えてそれを改めずに残しておいた、と考えねばならない。この点については、司馬遷が自らの執筆部分には「談」の字を用いなかったにせよ、父が執筆した部分については、

それが亡き父が書いたものであるが故に敢えて手を触れずそのまま残した、と解するのが妥当であろう。然らば、司馬遷は、『史記』の統一感・完成度よりも、彼自身が置かれた状況により、自分の個人的な事情を優先させた編集をしたこととなる。歴史書が出来上がるに当たっての、執筆(編集)者の個人的状況が、その書物にどのように反映されるかについて考える際の、一つの方法として考えることができよう。こうした個人的事情の例としては、陳寿『三国志』もわかりやすい例である(注1前掲拙著、第3章、参照)。

- (9) 周広業『経史避諱彙考』(嘉慶年間成立。今入手しやすいのは、北京図書出版社、一九九九年)。陳垣『史諱举例』(勵耘書屋刊本、一九三三年)。王建『史諱辞典』(汲古書院、一九九七年)。王彦坤『歴代避諱字彙典』(中州古籍出版社、一九九七年)。なお、王建『史諱辞典』と王彦坤『歴代避諱字彙典』とは、ともに諱に該当する文字を検索するスタイルになっているが、後者はもともとの字で引くのに対し、前者は避けて換えられた字の方で引くようになっている。先に引いた司馬談と「某同」の例で言うと、王彦坤『歴代避諱字彙典』は「談」の項を見、王建『史諱辞典』は「同」の項を見ることになる。周広業『経史避諱彙考』や陳垣『史諱举例』との関連で見ようとするならば、断然、王彦坤『歴代避諱字彙典』が便利である。
- (10) 穂積陳重『忌み名の研究』(もと『実名敬避俗研究』刀江書院、一九二六年。のち、改題して講談社学術文庫に収める。一九九二年)。
- (11) 注9前掲、王建『史諱辞典』は、「まえがき」でレヴィ・ブリュールの説を引く。
- (12) 鐘毓為黄門郎、有機警。在景王坐燕飲。時陳群子玄伯、武周子元夏同在坐、共嘲毓。景王曰「皐繇何如人?」。対曰「古之懿士」。顧謂玄伯・元夏曰「君子周而不比、群而不党」。
- (13) 司馬師・陳泰・武陟の三人が仲がよかったことは、『三国志』魏書・陳泰伝に「司馬景王・文王皆与泰親友、及沛国武陟亦与泰善。」とあることでわかる。
- (14) 『顔氏家訓』風操篇に「今人避諱、更急於古。凡名子者、当為孫地。吾親識中有諱裏・諱友・諱同・諱清・諱和・諱禹、交疏造次、一座百犯、聞者辛苦、無慘頼焉。」とあるのは、避諱の煩わしさと避諱の困難さをよく物語っている。

(了)